

藤枝市消防団条例の一部を改正する条例

藤枝市消防団条例（平成 7 年藤枝市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 1 2 条関係）

年報酬額

職階	金額（年額）
団長	100,000 円
副団長	85,000 円
分団長	65,000 円
副分団長	50,000 円
班長	40,000 円
団員	30,000 円（機能別団員（市長が別に定める特定の活動に限り従事する団員をいう。）にあつては、15,000 円）

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。